

与那原町立与那原与那原東小学校 いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、与那原町立与那原東小学校のすべての児童（生徒）が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1. いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けた事により、精神的な苦痛を感じているもの」である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童（生徒）はいない。」という基本認識にたち、全校の児童（生徒）が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童（生徒）一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童（生徒）の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2. いじめ問題に取り組む為の校内組織

(1) 児童支援委員会（いじめ防止対策委員会）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、学校におけるいじめ防止対策の中核を担う「与那原東小学校児童支援委員会」を設置する。開催は、年間計画に基づき毎月1回開催を原則とし、更に学校長判断で必要に応じて臨時委員会を開催する。

① 構成員

校長、教頭、教務、学年主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、学校カウンセラーを基本とし、校長の判断により、必要に応じて、PTA役員、その他専門家を加える。

※ 緊急事態、重大事態等の発生時には、教育委員会の助言を受け、町教育委員会、与那原警察署の他、弁護士、心理士等の専門家及び必要な関係機関を委員会に加えて対応にあたる。

② 役割

- ア. いじめ防止基本方針の策定
- イ. いじめの未然防止
- ウ. いじめの対応
- エ. 教職員の資質向上のための校内研修
- オ. 年間計画の企画と実施
- カ. 年間計画進捗のチェック

キ.各取組みの有効性のチェック

ク.いじめ防止基本方針の見直し

(2) 児童支援委員会

毎月1回開催 問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び
対応策や共通実践行動についての話し合いを行う。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表1】

4. 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席
することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委
員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とす
る。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、与那原警察署と
連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ち
に与那原警察署に通報し、適切に援助を求める。

5. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対す
る支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保
護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。

その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができる
ように促していく。

7. 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

【別表1】 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

与那原町立与那原東小学校

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○ 個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○ 正しい判断力の育成(道徳・特活) ○ 奉仕の体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自他の物を区別し大切に扱う心の育成 ○ 携帯電話、インターネット、ゲーム等のルール作り ○ 生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○ 地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団から離れて一人での児童への声かけ ○ 個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○ 文房具等や持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的・積極的な子どもとの会話 ○ 服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○ 子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○ 休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○ 問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関(警察、児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○ 被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○ 休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○ 問題解決へ向けた、学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景調査による根本的解決 ○ 関係機関との連携(教育相談、カウンセラー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と、子どもの言い分を充分聞く ○ 被害児童保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○ 問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景調査による根本的解決 ○ 関係機関(カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○ 傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○ 言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発、及び父親の子育てへの積極的参加を啓発(PTA教育講演会の実施等) ○ 子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○ 広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策校内委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を町教育委員会へ報告（調査の結果無いと判断した場合でも、調査内容について報告を行う）

重大事態の発生

- **町教育委員会に重大事態の発生を速やかに報告 ※ 町教委から町長(総務課)に報告**
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合

町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

学校に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織、与那原東小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて町教委の助言を受け、適切な専門家を加えるよう努める。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
- ※ これまで校内で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(適時・適切な方法で、経過報告に努める)
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。 但し個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明等を充分行う。

調査結果を町教育委員会に報告 ※町教委から町長(総務課)に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置